

直方市循環型社会形成推進地域計画

平成27年12月21日（策定）

直 方 市

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	直方市
面積	61.76 km ²
人口	57,794 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）
対象要件	人口（5 万人以上）

(2) 計画期間

本計画は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

直方市は、九州最北部を占める福岡県の北部にあって、遠賀川に沿ってひらける筑豊平野のほぼ中央に位置している。

本市の東側は北九州市小倉南区と、西側は宮若市、鞍手郡鞍手町と、南側は田川郡福智町、飯塚市、鞍手郡小竹町と、北側は北九州市八幡西区、鞍手郡鞍手町と境を接している。市の東側には、福智山（900.8 m）を主峰にその支峰（平均標高 600m）が南北に走っており、西側は、六ヶ岳（339.0m）の丘陵が北西に広がっている。この地域の中央を彦山川、犬鳴川を集めた遠賀川が北流し、遠賀郡芦屋町で響灘に注いでいる。

直方市のごみ処理のうち、可燃ごみは、収集された後、清掃工場（可燃物中継施設）にて専用コンテナに積み込み、中継輸送車で北九州市の焼却施設へ運搬して焼却処理し、焼却灰等は同市内の最終処分場に埋立処分している。また、不燃ごみ及び資源ごみは、不燃物中継所に一時保管された後、北九州市及び同市内の民間業者等で選別・資源化を行っている。

一方、生活排水のうち、し尿及び浄化槽汚泥については、直方市のし尿処理場で処理を行っているが、稼働開始から 49 年が経過し、設備の老朽化に伴い長期的に安定した処理を行うことが困難な状況であることから、汚泥再生処理センターとして整備を進めていく。

また、近津川等の公共用水域の水質保全のため、浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の検討状況

広域的なごみ処理を推進するという観点から、可燃ごみについては北九州市に焼却処理を委託、また不燃ごみ及び資源ごみについては北九州市及び同市内の民間業者で選別・再資源化を行っており、当分の間現状の処理体制を維持する。

生活排水処理については、本市単独での処理を続けてきたが、し尿の海洋投入処分が全面禁止となった平成 19 年以降、施設の老朽化から長期的に安定したし尿処理を続

けることが困難と見込まれたため、市単独処理に手法を限定せず近隣自治体と連携した広域処理について検討を行ってきたものである。

近隣には本市から発生するし尿全量を恒常的に受け入れできる団体は無く、本市と同様に経年の施設を稼働している団体との共同施設更新を打診したが、希望時期が折り合わず合意には至らなかった。

その後、下水道処理施設への繋ぎ込みに方針を転換して協議を重ねたが、流域下水道構成市町村の同意が得られず、財政負担においても市単独での施設建設より劣る結果となった事から、これについても断念した。

本市と隣接する北九州市との協議では、一定期間のし尿受け入れについて承諾を得られたが、必要となる委託費用が非常に高額となることから、中長期的には本市の財政負担が大き過ぎると判断した。

よって、本市単独でし尿処理場を汚泥再生処理施設として更新すること、非常時の緊急避難措置として北九州市に一定量の受け入れを依頼することとする方針を最終的に決定した。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 26 年度の一般廃棄物等の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 20,463 トンであり、再生利用される「総資源化量」は、2,438 トンで、リサイクル率〔= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量 (計画処理量) + 集団回収量)〕は、12.0%である。

中間処理による減量化量は 14,564 トンであり、計画処理量の 75.0%が減量化されている。また、計画処理量の 17.1%に当たる 3,325 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 17,573 トンである。

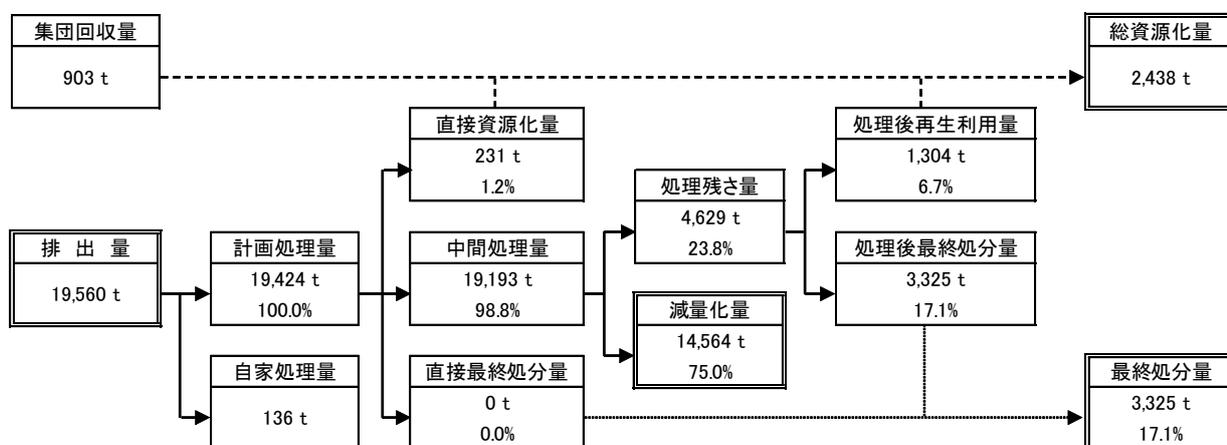


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 26 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成 26 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で 57,794 人であり、水洗化人口は 30,332 人、汚水衛生処理率は、52.5%である。

し尿発生量は、42,187kL/年、浄化槽汚泥発生量は 9,577kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 51,764kL/年である。

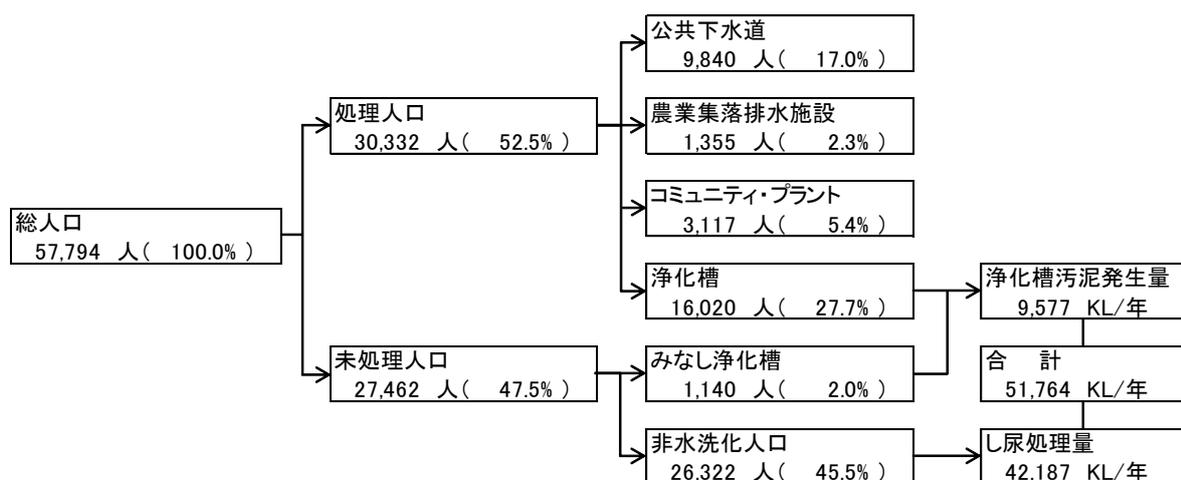


図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 26 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) 平成26年度	目 標 (割合 ^{※1}) 平成33年度
人 口 ^{※2}		57,392 人	53,801 人
総 排 出 量 ^{※3}		20,327 トン	18,198 トン
1人1日当たりのごみ排出量 ^{※4}		970 g/人・日	927 g/人・日 (-4.4%)
排 出 量	事業系 排出量	5,022 トン	4,517 トン (-10.1%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※5}	1.9 トン/事業所	1.7 トン/事業所
	家庭系 排出量	14,402 トン	12,546 トン (-12.9%)
	資源化量(資源ごみ回収量)	1,373 トン	1,487 トン (+8.3%)
	1人当たりの排出量 ^{※6}	227 kg/人	206 kg/人 (-9.3%)
	1人1日当たりのごみ排出量 ^{※7}	622 g/人・日	563 g/人・日 (-9.5%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	19,424 トン	17,063 トン (-12.2%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	231 トン (1.2%)	427 トン (2.5%)
	総資源化量	2,438 トン (12.0%)	2,743 トン (15.1%)
集 団 回 収 量	集団回収量	903 トン	1,135 トン
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	14,564 トン (75.0%)	12,556 トン (73.6%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	3,325 トン (17.1%)	2,899 トン (17.0%)

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は総排出量に対する割合、その他は事業系家庭系排出量合計に対する割合

※2 人口は、計画収集人口を指す。また、自家処理人口は除く。(平成26年度:402人、平成33年度:179人)

※3 総排出量=事業系排出量+家庭系排出量+集団回収量

※4 1人1日当たりのごみ排出量=総排出量/人口/365(366)日×10⁶

※5 1事業所当たりの排出量={(事業系ごみの排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)}/事業所数

※6 1人当たりの家庭系ごみ排出量={(家庭系ごみの排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)}/人口×10³

※7 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量={(家庭系の排出量)-(家庭系の資源ごみ量)}/人口/365(366)日×10⁶

《指標の定義》

総 排 出 量 : 事業系ごみ、家庭系ごみ、集団回収量の和 [単位:トン]

排 出 量 : 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収量を除く) [単位:トン]

総 資 源 化 量 : 直接資源化量、中間処理後の再生利用量、集団回収量の和 [単位:トン]

熱 回 収 量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位:MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位:トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量 [単位:トン]

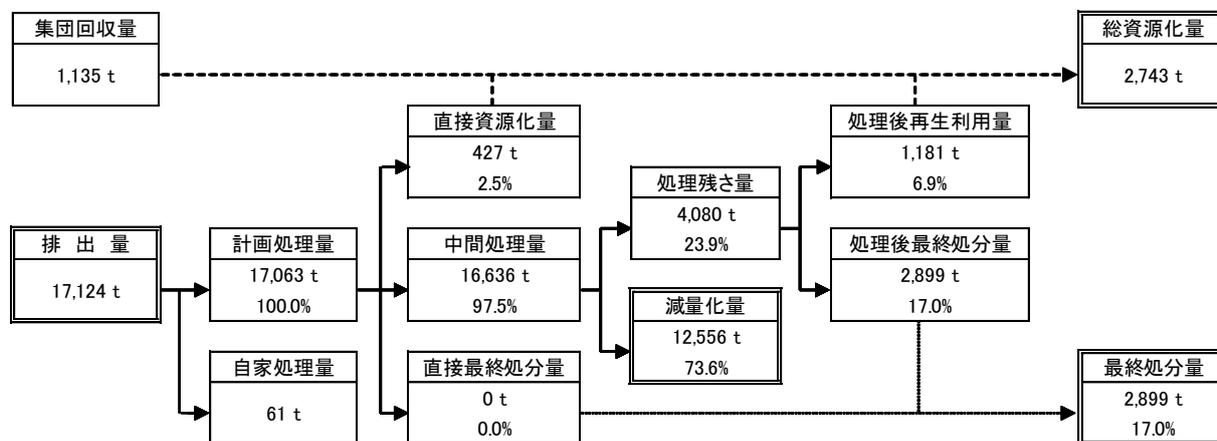


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成33年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成26年度実績(%)	平成33年度目標(%)
処理 形態 別 人 口	公共下水道	9,840 人(17.0%)	16,643 人(30.8%)
	農業集落排水施設	1,355 人(2.3%)	1,482 人(2.7%)
	コミュニティ・プラント	3,117 人(5.4%)	2,887 人(5.3%)
	浄化槽	16,020 人(27.7%)	16,853 人(31.2%)
	未処理人口	27,462 人(47.5%)	16,115 人(29.9%)
	合計	57,794 人(100.0%)	53,980 人(100.0%)
し尿 ・ 汚泥 の 量	汲み取りし尿量	42,187 キロリットル	24,275 キロリットル
	浄化槽汚泥量	9,577 キロリットル	11,088 キロリットル※
	合計	51,764 キロリットル	35,363 キロリットル

※ 農業集落排水施設からの汚泥を含む

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

直方市では、家庭系ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、カン・ビン、粗大ごみの処理手数料を徴収している。

また、事業系ごみについても、処理手数料を徴収している。

今後は、各種ごみの適正処理や排出抑制に向け、県内他都市の動向を踏まえた有料制度の改善について検討を行っていく予定である。

イ 環境教育・普及啓発・助成

リサイクル活動の推進を図りながら、排出抑制の意義及び方法について市民の理解を得るため、環境教育・学習及び啓発活動の充実に向け、以下のような施策を展開する。

- ごみの排出抑制に対する意識を高めるため、施設見学会や小学校（市内 11 校）での教材「ごみとくらし」のスライド上映などを行い、環境教育・学習の充実に努める。
- 「ごみ減量とリサイクル」をテーマにして、市内公民館における出前講座等を通じて、普及・啓発活動を実施する。
- 市のホームページ、広報誌等を通じて、ごみ問題などに関する情報を発信する。
- 市内の幼稚園・保育園を対象とした環境学習及び子育て世代を対象としたリユース協働事業「りちゃいけ」を実施する。
- 廃棄されたごみの中に含まれるリサイクル対象品目について、分別排出の徹底の協力を呼びかける。
- 「ごみの正しい分け方・出し方」の指導・啓発を推進する。
- 家庭用生ごみ処理容器等の購入補助の継続、生ごみの水切り手法の広報誌等での紹介等を行う。
- パソコン、家電リサイクル法対象品目、小型家電製品、刈草・剪定枝等のリサイクルの推進に向けた情報提供を継続し、市民の意識啓発や制度周知を図る。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

小売店に対し、買い物かご持参（マイバック）運動を推進するよう要請を行っていく。

エ 資源物搬入抑制

清掃工場（可燃物中継施設）への直接搬入時に、処理対象ごみの中の古紙類等資源ごみについては、排出者による自主的な再資源化のための分別・選別により、中間処理量の抑制に努める。そのため、直接搬入を利用する市民や事業者に対し、分別の対象物等の情報を提供し、中間処理施設での選別指導を行う。

紙ごみを多く排出する事業所に対しては、共同して回収業者へ直接持ち込むもしくは回収してもらうなど、古紙回収の推進について要請を行っていく。

また、自治会など、地域住民の自主的な資源物の集団回収に対して、その活動を

支援・推進するために奨励金の交付を継続して行う。

オ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の施策を行う。

- 下水道処理区域以外、農業集落排水処理区域以外、コミュニティ・プラントが設置されている区域以外の区域に対しては、合併処理浄化槽設置整備事業を進めている。引き続き、本事業を継続し、浄化槽の普及促進に努める。
- 日常生活や生産活動における水環境への汚濁負荷を低減するため、水環境の回復・保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図る。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

今後も、当面は現状の分別区分及び処理方法を継続するが、必要に応じて見直しを検討し、資源化率の向上、ごみ処理・処分量の抑制等に努める。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、現在、家庭系ごみの分別区分に準じて、事業者が清掃工場（可燃物中継施設）へ直接搬入するか、許可業者に依頼して搬入することとしており、今後もこの体制を継続していく予定である。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在は産業廃棄物の受け入れは行っておらず、今後も産業廃棄物の受け入れを行う予定はない。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、下水道や集落排水施設が整備されていない区域において、浄化槽の整備を引き続き進めるとともに、汲み取りし尿、浄化槽汚泥の適正処理を行う。

現在、直方市内で収集されるし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理施設（直方市向鶴浄園し尿処理場）で処理を行っている。しかし、施設は老朽化が進行していることから、抜本的な対策として新たに汚泥再生処理センターを整備することとし、し尿等の処理過程で発生する汚泥は、汚泥助燃剤等として再生利用を図る。

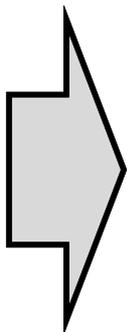
オ 今後の処理体制の要点

- ごみ処理については、現行の処理体制を維持する。
- し尿・浄化槽汚泥の処理については、現在のし尿処理施設を汚泥再生処理センターに更新し、し尿等の処理過程で発生する汚泥については、汚泥助燃剤等として再生利用を図る。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成26年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	
可燃ごみ	焼却	直方市清掃工場(中継施設) →北九州市焼却施設へ処理を委託	12,574.49	
可燃性粗大ごみ			29.95	
不燃ごみ	選別・再生	直方市不燃物中継所 →北九州市・民間業者へ処理を委託	402.14	
不燃性粗大ごみ			22.37	
資源ごみ	リサイクル	直方市不燃物中継所 →(公財)日本容器包装リサイクル協会へ処理を委託	びん	220.43
			ペットボトル	59.42
			その他プラスチック	134.11
		缶びん(有料指定袋)	直方市不燃物中継所 →民間業者へ処理を委託	290.27
		缶		66.29
		小金属	8.45	
		刈草・剪定枝	民間業者へ処理を委託	362.71
		古紙類(段ボール、新聞、雑誌)		103.31
		雑古紙		118.36
		廃蛍光管・廃乾電池		2.57
		廃食用油		1.17
		小型電子機器		0.13
		集団回収		903.00
古着	直方市環境業務課拠点回収場所 →北九州市・民間業者へ処理を委託	6.05		

今 後 (平成33年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理見込 (トン)	
可燃ごみ	焼却	直方市清掃工場(中継施設) →北九州市焼却施設へ処理を委託	10,768	
可燃性粗大ごみ			24	
不燃ごみ	選別・再生	直方市不燃物中継所 →北九州市・民間業者へ処理を委託	251	
不燃性粗大ごみ			16	
資源ごみ	リサイクル	直方市不燃物中継所 →(公財)日本容器包装リサイクル協会へ処理を委託	びん	218
			ペットボトル	59
			その他プラスチック	137
		缶びん(有料指定袋)	直方市不燃物中継所 →民間業者へ処理を委託	317
		缶		75
		小金属	9.8	
		刈草・剪定枝	民間業者へ処理を委託	244
		古紙類(段ボール、新聞、雑誌)		236
		雑古紙		177
		廃蛍光管・廃乾電池		2.6
		廃食用油		1.8
		小型電子機器		0.3
		集団回収		1,135
古着	直方市環境業務課拠点回収場所 →北九州市・民間業者へ処理を委託	9.9		



(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設の整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	有機性廃棄物リサイクル推進施設	(仮称)汚泥再生処理センター整備事業	約 113 kL/日	直方市知古	H30~32

※ 現有処理施設の概要を添付(添付資料4)

(整備理由)

事業番号1 現有処理施設の老朽化による更新、し尿処理汚泥の再生利用促進

イ 浄化槽の整備

浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成26年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	87	※(600) 500	(3,240) 2,700	(H27~H32) H28~H32
	合計	87	500	2,700	

※H27は生活排水処理計画より

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の処理施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る施設整備基本計画策定事業	施設整備基本計画策定	H28
	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る測量・地質調査事業	測量・地質調査等	H28
	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H28~H29
	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る基本設計事業	発注仕様書作成・技術審査等	H28~H30

(5) その他の施策

その他、直方市の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄対策

- 市民や事業者等のごみ排出者に対して、広報や不法投棄禁止の立て看板の設置等を通じて、不法投棄防止の啓発を図る。
- 不法投棄が多い箇所を中心とした巡回パトロールを実施する。
- 自治会・リサイクル指導員等の協力による不法投棄の監視・通報体制を継続する。
- 不法投棄を発見した場合、原因者を究明し原状回復を指導するとともに、警察署、保健所等関係機関との連携を強化する。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、直方市だけでの対応が困難になることが予想されることから、近隣市町村と連携した危機管理体制の確立を図っていくとともに、廃棄物処理に関する相互協定の締結に向け、関係機関との調整に取り組む。

ウ 環境美化活動の推進

市民及び事業所と協働して、市内一斉清掃をはじめ、遠賀川一斉清掃やボランティア清掃等さまざまな環境美化活動を促進する。

エ 不適正処理の防止

啓発活動の実施により、野焼き等によるごみの焼却などの不適正処理の防止に努める。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

直方市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、福岡県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画添付書類一覧

- 添付資料 1 対象地域図
- 添付資料 2 目標の設定に関するグラフ
- 添付資料 3 分別区分説明資料
- 添付資料 4 現有処理施設の概要

- 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
 - 添付資料 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
 - 添付資料 6 地域内の施設の現況と予定（位置図）

- 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

- 様式 3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

その他参考資料

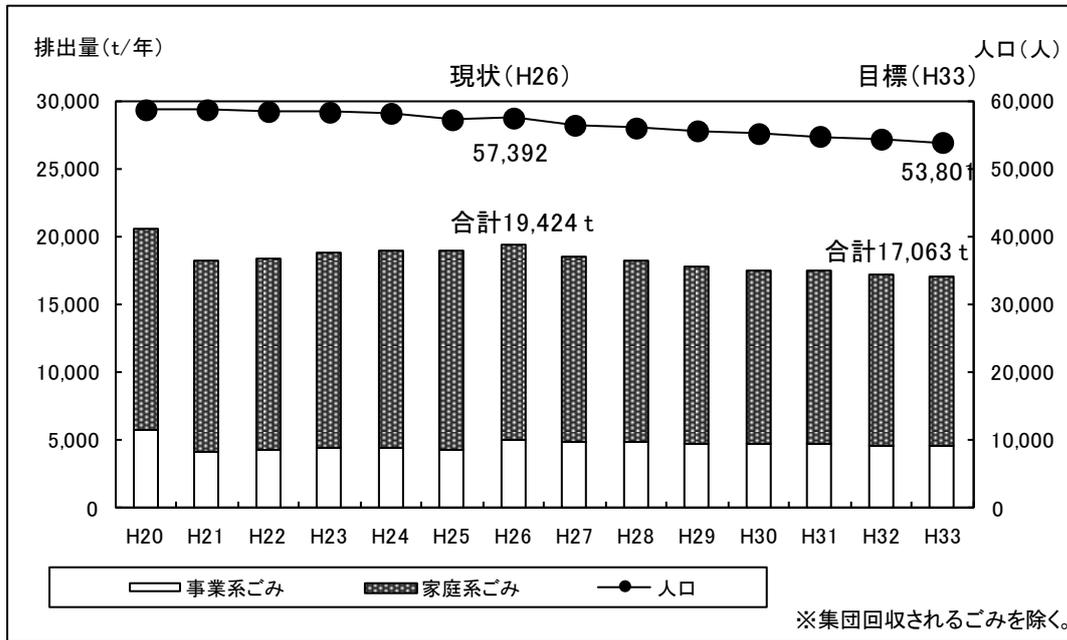
- 参考資料様式 4 施設概要（有機性廃棄物リサイクル推進施設系）
- 参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式 6 計画支援概要

添付資料1 対象地域図

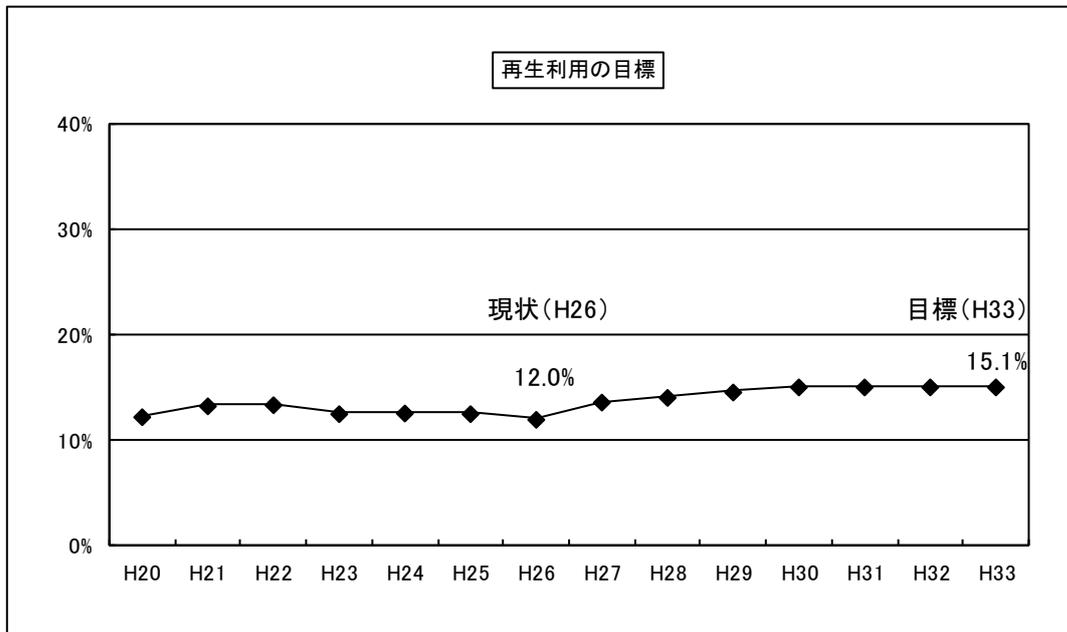


添付資料2 目標の設定に関するグラフ

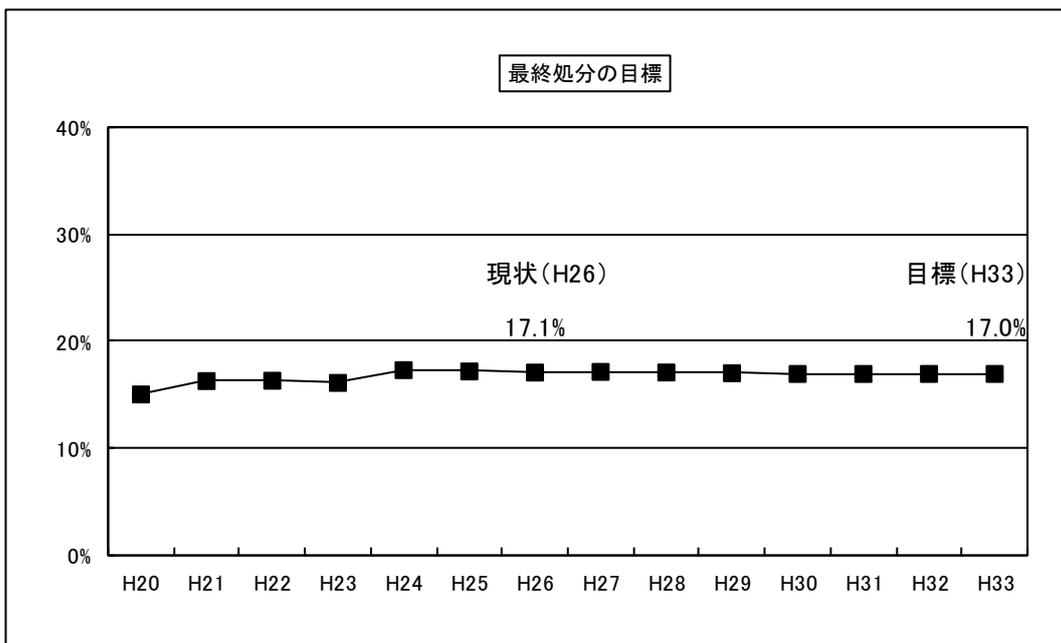
1 ごみ排出量の減量化目標



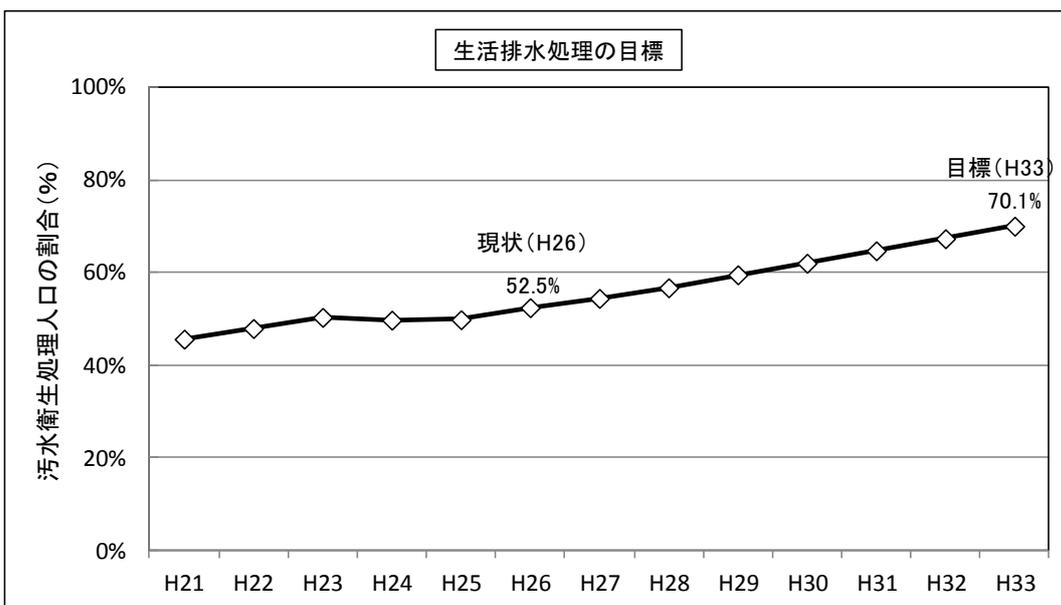
2 再生利用の目標



3 最終処分率の目標



4 生活排水処理の目標（汚水衛生処理率）



添付資料3 分別区分説明資料

分別区分		排出容器等	収集頻度等	有料化の内容
燃えるごみ		指定袋	週2回	60円/袋(大) 45円/袋(中) 30円/袋(小) 15円/袋(特小)
燃えないごみ		指定袋	月1回	60円/袋(大) 30円/袋(小)
粗大ごみ		シール	週1回 (排出者の申請による戸別収集)	500円/枚
資源ごみ	缶びん	指定袋	月1回	60円/袋(大) 30円/袋(小)
	びん	なし	月1回 (拠点回収は随時)	—
	ペットボトル			
	その他プラスチック			
	缶			
	小金属			
	刈草・剪定枝			
	古紙類 (段ボール、新聞、雑誌)			
	雑古紙			
	廃蛍光管・廃乾電池			
	廃食用油			
	小型電子機器			
	古着			

添付資料 4 現有処理施設の概要

1 ごみ処理施設

施設名	所在地	施設種別	処理対象廃棄物	型式及び処理方式	処理能力	竣工	備考
直方市清掃工場 (可燃物中継施設)	福岡県直方市大字下新入1923-1	中継施設	可燃物、可燃性粗大	コンパクト・コンテナ方式	113 t/日	H13.3	
直方市不燃物中継所	福岡県直方市大字下境3912-1	中継施設	不燃物、不燃性粗大、缶びん、缶 (資源回収)、ガラスびん(白・無 色、茶色、その他の色)、ペットボ トル、その他プラスチック、小金属、 刈草・剪定枝	選別、一時保管等	1,068m ²	H9.11	

2 し尿処理施設・汚泥再生処理センター

施設名	所在地	施設種別	処理対象廃棄物	型式及び処理方式	処理能力	稼働開始	備考
直方市向鶴浄園 し尿処理場	福岡県直方市知古21-1	し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	嫌気消化・活性汚泥法処理方式 +高度処理(凝集分離)	90kL/日	S40.4	

3 コミュニティ・プラント

施設名	所在地	施設種別	処理対象廃棄物	型式及び処理方式	処理能力	稼働開始	備考
直方市頓野住宅団地 汚水処理場	福岡県直方市頓野2535-9	地域し尿処理施 設	し尿・浄化槽汚泥	標準活性汚泥法	1,800m ³ /日	S52.3	

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 28 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	直方市	(2) 地域内人口	57,794 人 (平成27年3月31日現在)	(3) 地域面積	61.76 km ²
(4) 構成市町村等名	直方市	(5) 地域の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 沖縄 離島 奄美 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	一部事務組合は含まれない。				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)						目標
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	4,023	4,236	4,310	4,344	4,294	5,022	4,517 (H26比 -10.1%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.9	1.7
	家庭系 総排出量 (トン)	14,200	14,057	14,429	14,502	14,614	14,402	12,546 (H26比 -12.9%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	220	219	226	228	232	227	206
合計	事業系家庭系排出量合計 (トン)	18,223	18,293	18,739	18,846	18,908	19,424	17,063 (H26比 -12.2%)
再生利用量	直接資源化量 (トン)	219 (1.2%)	229 (1.3%)	232 (1.2%)	234 (1.2%)	239 (1.3%)	231 (1.2%)	427 (2.5%)
	総資源化量 (トン)	2,560 (13.3%)	2,601 (13.4%)	2,482 (12.5%)	2,505 (12.6%)	2,488 (12.5%)	2,438 (12.0%)	2,743 (15.1%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	13,745 (75.4%)	13,851 (75.7%)	14,298 (76.3%)	14,117 (74.9%)	14,113 (74.6%)	14,564 (75.0%)	12,556 (73.6%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	2,974 (16.3%)	2,991 (16.4%)	3,026 (16.1%)	3,269 (17.3%)	3,257 (17.2%)	3,325 (17.1%)	2,899 (17.0%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料5)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年度	処理能力(単位)		
直方市清掃工場 (可燃物中継施設)	直方市	コンパクト・コンテナ方式	有	113 t/日	H13.3	継続使用						
直方市不燃物中継所	直方市	選別、一時保管等	無	1,068m ³	H9.11	継続使用						
直方市向鶴浄園 し尿処理場	直方市	嫌気消化・活性汚泥法処理方式 +高度処理(凝集分離)	有	90kL/日	S40.4	H33.3						廃止
直方市頓野住宅団地 汚水処理場	直方市	標準活性汚泥法	有	1,800m ³ /日	S52.3	継続使用						
(仮称)汚泥再生処理センター	直方市					H33.4	現有処理施設の老朽化による更新、し尿処理汚泥の再生利用促進	生物学的脱窒素処理 +高度処理	平成32年度末	約113kL/日 〔し尿・浄化槽汚泥〕 約110kL/日 有機性廃棄物 約3kL/日		新設

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料6)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標	
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度
総人口		58,828 人	58,541 人	58,329 人	58,574 人	58,100 人	57,794 人	53,980 人
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	4,406 人	5,057 人	6,765 人	7,609 人	8,939 人	9,840 人	16,643 人
	汚水衛生処理率	7.5 %	8.6 %	11.6 %	13.0 %	15.4 %	17.0 %	30.8 %
農 業 集 落 排 水 施 設	汚水衛生処理人口	1,318 人	1,279 人	1,279 人	1,338 人	1,346 人	1,355 人	1,482 人
	汚水衛生処理率	2.2 %	2.2 %	2.2 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.7 %
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	汚水衛生処理人口	5,743 人	5,780 人	4,844 人	4,669 人	3,222 人	3,117 人	2,887 人
	汚水衛生処理率	9.8 %	9.9 %	8.3 %	8.0 %	5.5 %	5.4 %	5.3 %
浄 化 槽	汚水衛生処理人口	15,415 人	15,993 人	16,529 人	15,559 人	15,501 人	16,020 人	16,853 人
	汚水衛生処理率	26.2 %	27.3 %	28.3 %	26.6 %	26.7 %	27.7 %	31.2 %
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	31,946 人	30,432 人	28,912 人	29,399 人	29,092 人	27,462 人	16,115 人

※過去の状況・現状の人口は、各年度3月31日現在。

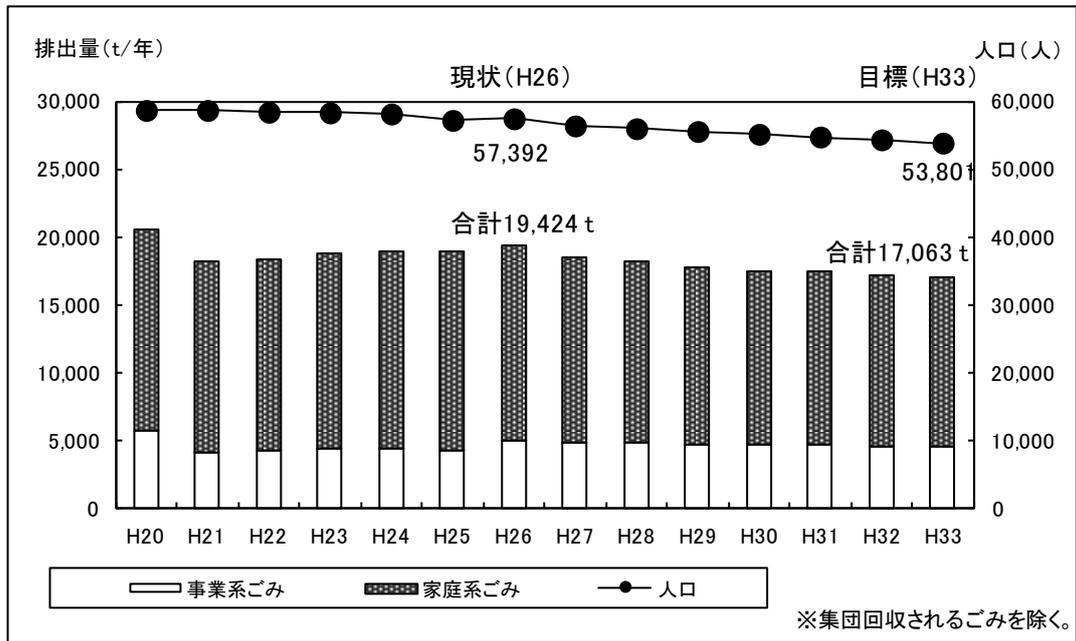
※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料5)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

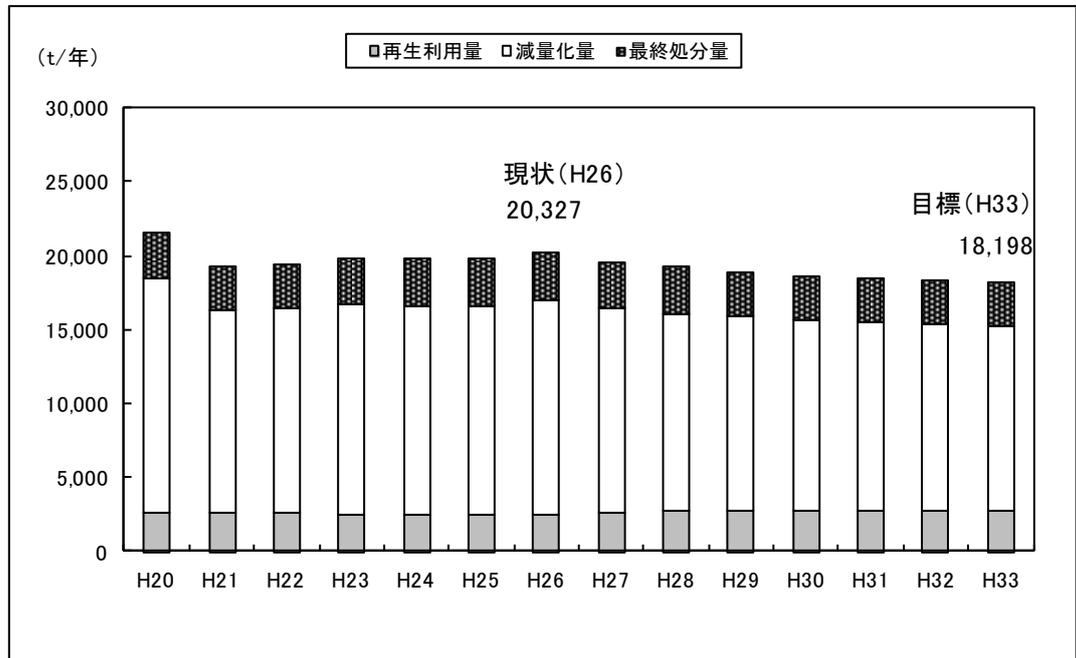
施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備 考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	直方市	1,873	13,397	H7.4	(600) 500	(3,240) 2,700	H33	生活排水処理計画からの移行 (カッコ内はH27からの計画)
浄化槽市町村整備推進事業								

添付資料5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

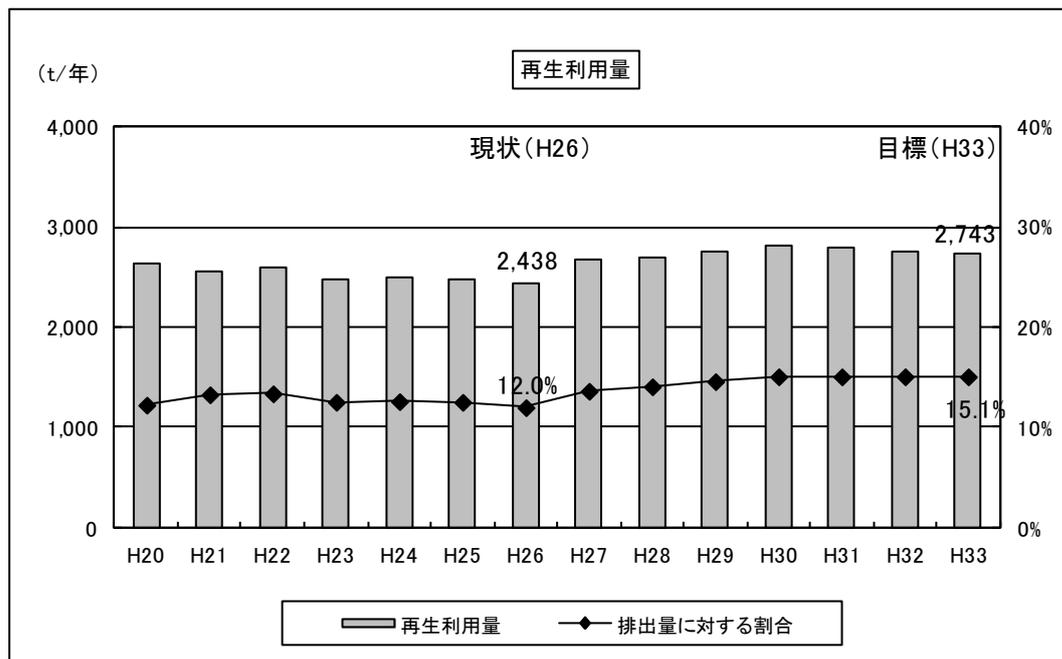
1 人口及びごみ排出量の推移



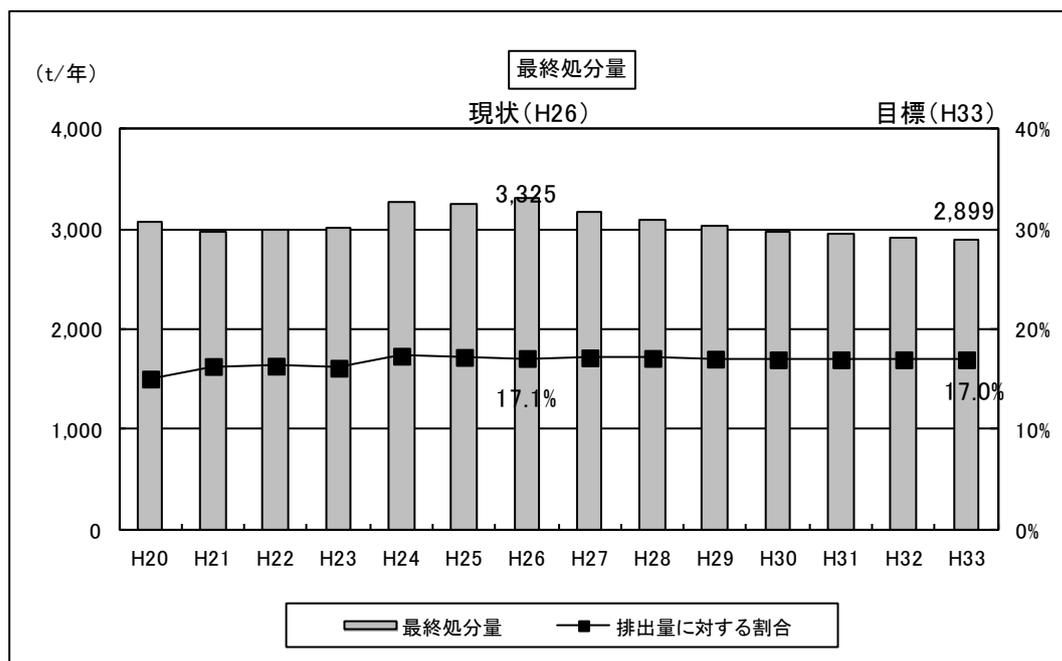
2 処理・処分の推移



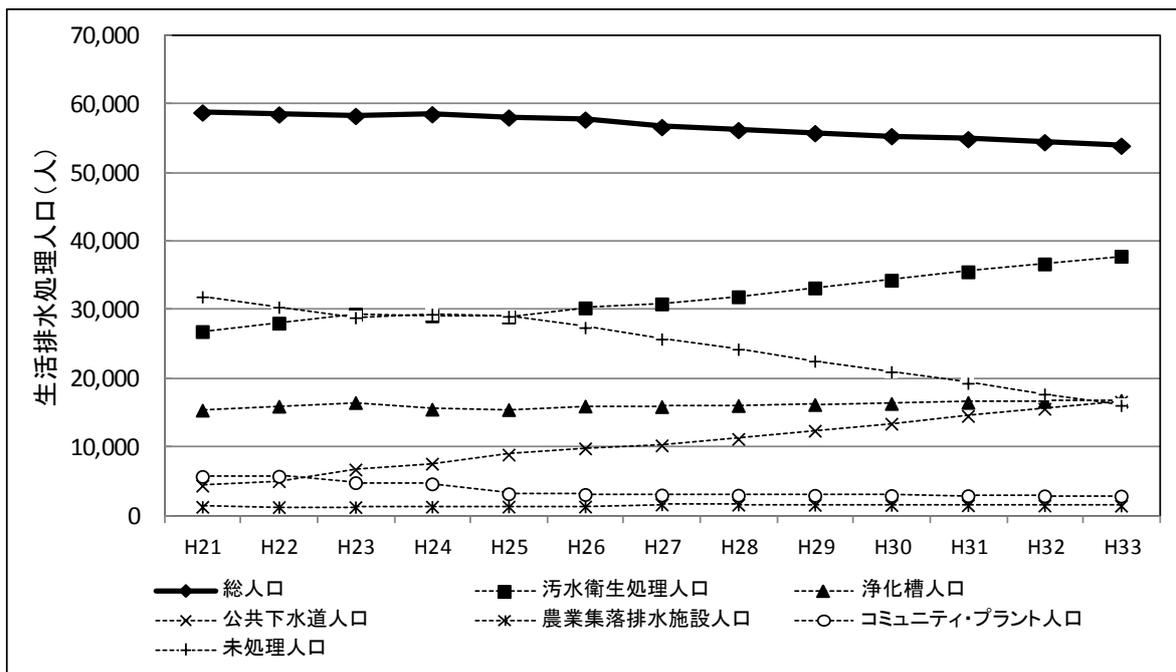
3 再生利用量の推移



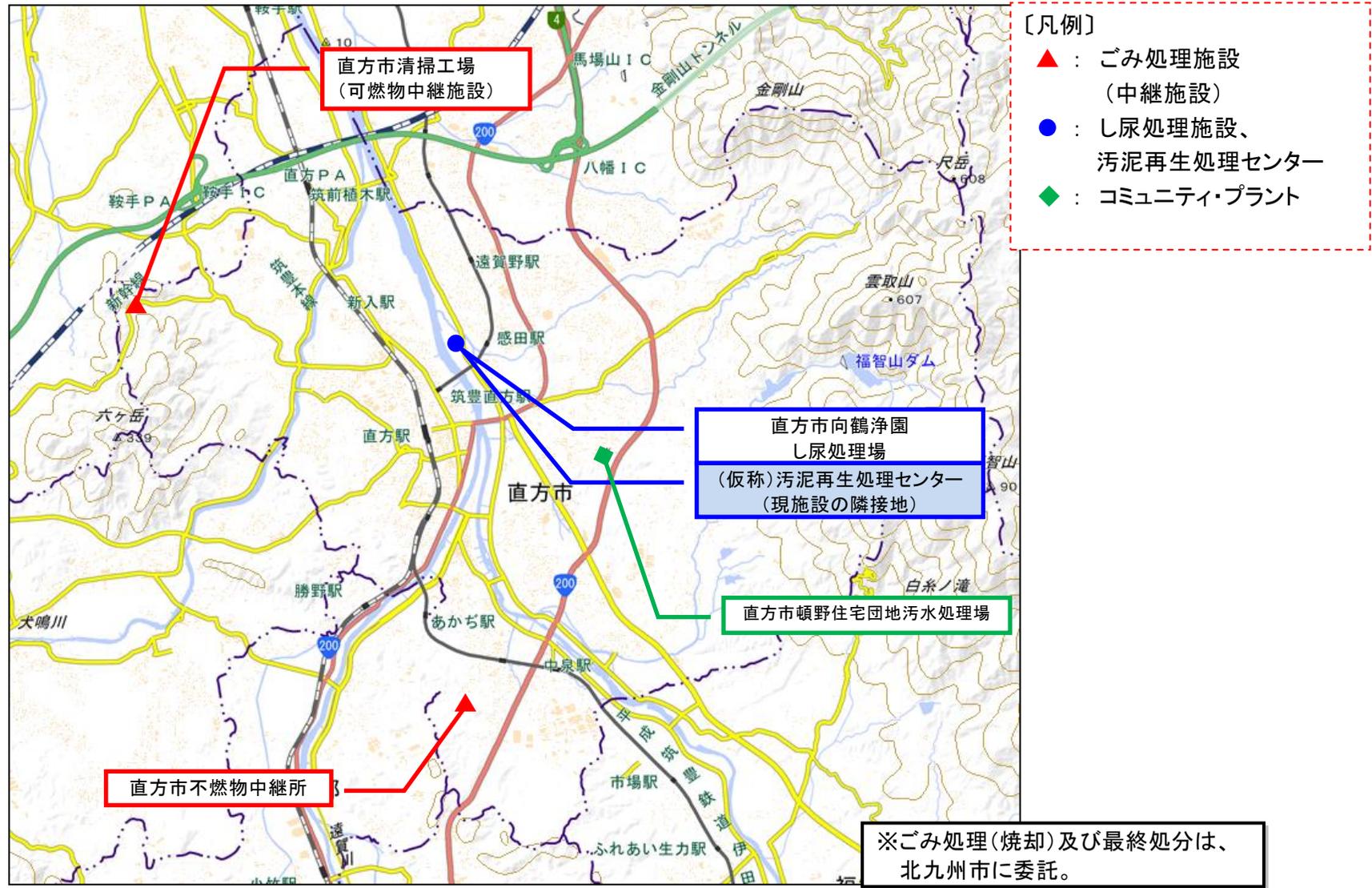
4 最終処分量の推移



5 生活排水処理人口の推移



添付資料6 地域内の施設の現況と予定（位置図）



※本地図は、国土地理院の電子国土 Web システムの地図を基に、凡例等の加工を加えたものである。

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 28 年度)

事業種別	事業 番号	事業主体 名 称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
			単位		開始	終了	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度				
○有機性廃棄物リサイクル推進施設整備							3,868,700	0	0	386,870	1,934,350	1,547,480	2,708,090	0	0	270,809	1,354,045	1,083,236		
(仮称)汚泥再生処理センターの整備	1	直方市	113	kL/日	H30	H32	3,868,700	0	0	386,870	1,934,350	1,547,480	2,708,090	0	0	270,809	1,354,045	1,083,236		
○浄化槽に関する事業							213,000	42,600	42,600	42,600	42,600	42,600	213,000	42,600	42,600	42,600	42,600	42,600	42,600	生活排水処理 計画からの移行 H27交付対象事 業費42,600千円
合併処理浄化槽の整備	2	直方市	—	—	(H27) H28	H32	213,000	42,600	42,600	42,600	42,600	42,600	213,000	42,600	42,600	42,600	42,600	42,600	42,600	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							48,500	24,300	14,300	9,900	0	0	48,500	24,300	14,300	9,900	0	0		
(仮称)汚泥再生処理センターの整備に係る計画支援事業	31	直方市	—	—	H28	H30	48,500	24,300	14,300	9,900	0	0	48,500	24,300	14,300	9,900	0	0		
合 計							4,130,200	66,900	56,900	439,370	1,976,950	1,590,080	2,969,590	66,900	56,900	323,309	1,396,645	1,125,836		

施設概要（有機性廃棄物リサイクル推進施設系）

都道府県名 福岡県

(1) 事業主体名	直方市
(2) 施設名称	(仮称) 汚泥再生処理センター
(3) 工期	平成 30 年度～平成 32 年度
(4) 施設規模	処理能力 約 113 kL/日 (うち、有機性廃棄物(農業集落排水汚泥) 3 kL/日)
(5) 形式及び処理方式	生物学的脱窒素処理＋高度処理
(6) 地域計画内の役割	直方市内で収集されるし尿・浄化槽汚泥を適正処理するとともに、処理過程で発生する汚泥の資源化を行う。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	汚泥助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	熱回収施設の助燃剤として活用するため、利用者側と調整を図る

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口 人 面積 m ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	3,868,700 千円
------------	--------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福岡県

(1) 事業主体名	直方市
(2) 施設名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域等の水質汚濁の防止及び生活環境の向上を図ることを目的とし、浄化槽にかかる費用の一部を補助することにより浄化槽の設置を推進する。
(4) 事業期間	平成 28 年度 ～ 平成 32 年度
(5) 事業対象地域の要件	(1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の認可又は同法第 25 条の 3 第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた予定外区域以外の区域 (2) 農業農村整備事業のうち農村集落排水事業の認可処理区域以外の区域 (3) コミュニティ・プラントが設置されている区域以外の区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 213,000 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 : 0 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 : 0 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	275 基 (825 人分)	0 基	91,300 千円	91,300 千円	91,300 千円
6~7人槽	125 基 (525 人分)	0 基	51,750 千円	51,750 千円	51,750 千円
8~10人槽	25 基 (150 人分)	0 基	13,700 千円	13,700 千円	13,700 千円
11~20人槽	25 基 (225 人分)	0 基	23,475 千円	18,750 千円	18,750 千円
21~30人槽	25 基 (375 人分)	0 基	36,800 千円	18,750 千円	18,750 千円
31~50人槽	25 基 (600 人分)	0 基	50,925 千円	18,750 千円	18,750 千円
51人槽以上	0 基 (0 人分)	0 基	0 千円	0 千円	0 千円
改築					
計画策定調査費			0 千円	0 千円	0 千円
合計	500 基 (2,700 人分) 改築を除く	0 基	267,950 千円	213,000 千円	213,000 千円

計画支援概要

都道府県名 福岡県

(1) 事業主体名	直方市	
(2) 事業目的	(仮称) 汚泥再生処理センターの整備のため	
(3) 事業名称	(仮称) 汚泥再生処理センター整備に係る施設整備基本計画策定事業	(仮称) 汚泥再生処理センター整備に係る測量・地質調査事業
(4) 事業期間	平成 28 年度	平成 28 年度
(5) 事業概要	当該施設の整備に伴い、施設整備基本計画の策定を行う。	当該施設の整備に伴い、事前に設置予定地の測量・地質調査を行う。
(6) 事業計画額	6,480 千円	13,500 千円

(1) 事業主体名	直方市	
(2) 事業目的	(仮称) 汚泥再生処理センターの整備のため	
(3) 事業名称	(仮称) 汚泥再生処理センター整備に係る生活環境影響調査事業	(仮称) 汚泥再生処理センター整備に係る基本設計事業
(4) 事業期間	平成 28 年度～平成 29 年度	平成 28 年度～平成 30 年度
(5) 事業概要	当該施設の整備に伴い、事前に設置予定地において生活環境影響調査を行う。	当該施設の整備に伴い、発注仕様書の作成、技術審査等を行う。
(6) 事業計画額	15,320 千円	13,200 千円